

財務省告示第三百三十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十四年八月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年九月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	発行方法	払込金額	種類	発行行	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第九回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	額面金額で九百四十八億円	九百四十九億千三百七十六万円	五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種	平成十四年八月二十日	平成十四年八月二十日	年〇・一パーセント	平成十五年二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 五	十 四	十 三	十 二	十 一
払 込 期 日	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限	後 の 利 子 以

平成十四年八月二十日

取扱店並びに取扱郵便局

国債代理店及び国債元利金支払

日本銀行本店、支店、代理店、

額面金額百円につき百円

平成十六年八月二十日

利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を支払日とし、各支払期におい

毎年二月二十日及び八月二十日